

## 『上代歌謡における伝承の構造』

小泉 明日香

『古事記』、『日本書紀』には、上代の歌謡が数多く記されている。その数は、記百十二首、紀百二十八首にのほる。また、これらの記紀歌謡の中には重出しているものも多く見られる。これらの歌謡は、記紀の説話中の人物の詠んだ歌謡として記され、人物の喜怒哀楽といった心中を表現し、記紀の説話を一層魅力的なものにしている。

しかし、記紀説話と歌謡の関係については従来から歌謡の独立的性格が指摘されている。また、説話と歌謡の関係を考えるに当たっては、歌謡の伝承者の問題も考えねばならない。

そこで、この論文ではこれらの問題を、第一章では「古事記と日本書紀」と題して、記紀の成立事情から、第二章では「記紀の重出歌謡」として、記紀の重出歌謡の異同について、第三章では「天語歌と神語」として、古事記に記されている「天語歌」、「神語」という名称を持つ歌謡を例に挙げ、それぞれの面から考察してみた。

まず、第一章「古事記と日本書紀」であるが、記紀は、ほぼ同年代に成立したにもかかわらず（記七一二年成立、紀七二〇年成立）、性格を異にしている。そこで、記序、続日本紀養老四年五月癸酉条に記されている二書の成立事情と、また、記紀の構成（記は紀伝体・異伝の記載なし、紀は編年体・異伝の記載あり）から検討し、記は、天武天

皇の「偽りを削り實を定めて、後葉に流へむと欲ふ」（記序）の意志を反映させて編纂されたものであり、古事記全体が一つの大きな流れを持つもの、また、紀は逆に、異伝を多く記載することで、説話間の繋がりよりも歴史書としての公平な立場を優先させたものとして定義した。

次に第二章「記紀の重出歌謡」では、第一節「重出歌謡と説話の異同」として、重出歌謡五十三首を挙げ、歌詞の異同、記載条、歌詠者、説話の異同、について比較した。特に異同が認められる景行天皇条の歌謡と説話については、第二節「景行天皇条の重出歌謡における異同」として一節を設けて検討してみたが、記ではヤマトタケルが死ぬ際に詠んだとし、紀では景行天皇が九州に滞在した折に詠んだ、とされている重出歌謡に注目し、これら一連の歌謡につけられた「クニシノヒウタ」の名称が二通りの意味を持つことから、説話と歌謡の結びつきについて考察した。

第三章は、第二章で名称を持つ歌謡が出てきたことを引いて、「天語歌と神語」という題で、名称を持つ歌謡の中でも、特に、記の「天語歌」と「神語」を取りあげ、歌謡内容と説話内容の違い、歌の持つ性格、歌謡の伝承者について考察した。ここでは「天語歌」「神語」の伝承者を天語部と推定し、また「天語歌」は朝廷への服属儀礼的意義を持つ宮廷寿歌であり、天語歌の説話は歌謡に添うように後に作られたもの、「神語」は八千矛神の説話に際して天語部が作ったものではないかと考えた。

以上の三章から、上代歌謡は記紀に撰録される時期には既に、説話と歌謡の組合せについて共通認識が存在していたのではないかということ、説話と歌謡の組合せには、歌謡に際して説話が作られるものと、説話に際して歌謡が作られるものがあるということが考えられた。また、語部は歌謡を伝えるだけでなく、説話と歌謡の組合せ、説話に際した歌謡の制作にも携わっているのではないかと考えられる。